

広報 あんなか

8/1

vol.149
2018(平成30年)

特集

※
超高齢社会を迎えて

わたしたち

ができること

- P2-5 特集 超高齢社会を迎えて
わたしたちができること
- P6-7 新入園児を募集します
- P8-9 後期高齢者医療制度の
ご案内

※超高齢社会：全人口のうち高齢者(65歳以上)が、
21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びます。





特集

超高齢社会を迎えて

わたしたちができること

2040年には、1人で1人の高齢者を支える時代がやってくると言われていきます。またこれからの社会では、高齢者の5人に1人が認知症になるとの予想もあります。このような問題に直面した時、
当事者である「わたし」、身近な「家族」、生活する「地域」でそれぞれができることを考えてみませんか。

○超高齢社会とは：全人口のうち高齢者(65歳以上)が7%を超えた社会を「高齢化社会」(世界保健機構や国連の定義)、14%超で「高齢社会」と呼びます。さらに21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びます。日本の全人口に占める高齢者の割合は27・7%(平成29年9月現在)、本市は33・8%(平成30年4月1日現在)であり、「超高齢社会」です。



わたしができること

「あー、難しいねえ」との声が聞こえてきます。本市で今年度から始まった「タブレットを使った脳の若返り教室」での1コマです。
はじめてタブレットに触れた人からは楽しさもうかがえます。

認知症予防を目的として始められたこの教室には15人が参加されています。

タブレットに映し出されたイラストを覚えて数秒後に何のイラストがあつたかタブレットに書き込んでいくなどいくつかのテストを進めていきます。

本教室の目的を運営スタッフにたずねると「この講座の目的はひとりです。新しいことにチャレンジすること。人と会って話をする事。たくさん笑うこと」にあります。それが認知症の予防につながります」と話されます。
一方で「このようなチェックテストも認知症予防となりますが、それ以上に今まで触れたことのないタブレットに

認知症チェックリスト

認知症も早期発見が重要です。初期症状や今後進行する可能性があるかどうか簡単に確認できるテストです。下記の項目のあてはまる回答に○をつけ、合計点数で現状を把握しましょう。「これってもしかして認知症？」と思ったら早めに病院を受診しましょう。

質問項目	ほとんどない (0点)	ときどきある (1点)	頻繁にある (2点)
同じ話を無意識のうちに繰り返す			
知っている人の名前が思い出せない			
物のしまい場所を忘れる			
漢字を忘れる			
今しようとしていることを忘れる			
器具の使用説明書を読むのが面倒			
理由もないのに気がふさぐ			
身だしなみに無関心である			
外出がおっくうだ			
物（財布など）が見当たらないのを他人のせいにする			
合計			点

0～8点 **正常** 老化現象の範囲内 9～13点 **要注意** 認知症予防策を取り入れてみましょう

14～20点 **要診断** 認知症専門外来に受診してみましよう

出展：大友式認知症予測テスト(認知症予防財団HPより)

触れる機会を持つことそれ自体も脳への刺激となります」と指摘します。



これからの社会では、認知症など介護を支える人の不足が予想され、予防の考えがますます重要になってきます。「昔のことはよく覚えているけど、最近はどうもいろいろと忘れがちなんですね、頭の回転が良くなるように参加してみただよ、タブレットは難しいけど楽しいね、次回も来ますよ」

参加された皆さんからは、今自分ができることを楽しみながら努力されている姿が印象に残りました。



家族ができること

もし自分の大切な人が認知症になってしまったら、わたしたちは何ができるでしょうか。

そんな問題をテーマに、市内で認知症カフェ（※）を運営する3団体（介護者サロン ささyeel、ささえあいカフェ smile a smile、あんなかオレンジカフェ）が合同イベントを開催しました。イベント当日は介護者サロン ささyeelの内村英徳さんが進行を担当。家族を介護中の3人と「認知症かなと感じたきっかけ」、「介護をする中での葛藤」、「今の心境」と大きく3つの議題にかけてパネルディスカッションを行いました。

「認知症かなと感じたきっかけ」では、同じ物を何度も買う、通い慣れた道がわからなくなる、料理を何度も炒めて焦がす、などの事例が語られました。次に「介護する中での葛藤」では、介護をする人が、暗い長いトンネルの中に入ってしまった気持ちになる、うつ気味になる、などの話がありました。そして最後に「今の心境」をそれぞれ3人が話されました。3人に共通したのは「人に話ができ、周りの人に共感されると気持ち楽になる」ということでした。

介護をする人たちにとっては認知症への理解と「自分だけじゃない」と感じることが出来る周囲の共感が何より大切であることを伝えてパネルディスカッションは終了しました。

パネリストとして参加された「ささえあいカフェ smile a smile e」の代表である岩井美苗さんに、ディスカッション終了後、お話を聞きました。

まずわたしたち家族やまわりにできることを聞くと「認知症を知ることです、そのことは身近な人への予防や、認知症の人やその家族への理解に繋がります」

身近な人が認知症になってしまったら「かかりつけ医やもの忘れ外来などに早めに相談することです、風邪とかと同じでひとつの病気なので、特別視しないでその現状を認めることです、ね、そして相談できる人を確保しておくことが大切です」と話されました。認知症カフェでは、介護している最中の人だけでなく、これから介護の心配がある人など、どなたでも参加できます。

わたしたちひとりひとりが、周囲を理解し共感することで、お互いに支え、支えられる関係が築いていけるのではないのでしょうか。

気軽に連絡してください

団体名	住所	連絡先
ささえあい カフェ Smile a Smile	安中市松井田町 松井田564 NPO法人Annaka ひだまりマルシェ	☎090-6517 -4016 (代表・岩井)
介護者サロン ささyeel (ささえあい)	安中市鷺宮389 特別養護老人ホーム なゆた内	☎382-8366 (内村)
あんなか オレンジカフェ	ささえ愛センター あんなか (地域包括支援センター)	☎382-1111 (内線：2157)

※認知症カフェとは：認知症の人と家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、介護負担の軽減のための情報やヒントを得るための交流の場



岩井 美苗さん
ささえあいカフェ
Smile a Smile 代表

地域ができること

これからの超高齢社会で、介護が必要になっても地域で暮らし続けるには、日ごろから声をかけ合うなど、わたしたちがお互いに支えあうことが必要です。そのため本市では、平成29年度から「生活支援体制事業」が実施されています。この事業は、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・予防・生活支援などのあり方を地域で考え、行政がバックアップすることを目的としています。

過日、秋間公民館では市職員、安中社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、ちいき生活応援隊(※)のメンバーが集まり、話し合いが行われていました。参加したメンバーがひとつの協議体となって、困りごと、見守り活動、居場所作りなどの問題に対して地域に合った支え合いの仕組み作りを考えていきます。話し合いは2か月に



1回程度開催され、この日が3回目でした。

「まだなにをやるか悩んでいて、地域でどんなニーズがあるかアンケートの配布などを検討している段階です」、ちいき生活応援隊の浅井さんからは手探りの雰囲気伝わってきます。

これまでは国や市などの行政機関が、一律したサービスを提供することが重視されてきましたが、この事業では、地域の人たちが主体的に地域の困りごとを題材とし、解決に向けて話し合っていきます。

浅井さんは続けます。

「いろいろと悩むことも多いけど、指示待ちでは自分たちの必要な対策は進まないと感じています。高齢者は人と会ったり、話したり、事業などにも参加したいと思っています。今後の若者世代のためにも高齢化についての解決策を見つけたいと考えています。この事業は地域が独自で対応できるのが良いところだと思います」

地域の一員として、みんなで考え、それぞれの役割を持つことが、安心して暮らせるまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

※ちいき生活応援隊とは…地域住民が主体となって、地域に合った支え合いの仕組み作りを考えていくチーム

「介護マーク」を配布しています。ご利用ください。

介護マークとは、トイレの付き添いや下着の購入時など、介護中の人を周囲から偏見や誤解を受けないように、介護をしていることを周囲に表すマークです。介護を行っている人であればどなたでも利用できます。安中市では困介護高齢課と困住民福祉課の窓口で配布します。希望する人は窓口で交付を受けることができます。詳しくはお問合せください。



【問合せ】 困介護高齢課高齢者対策係(☎内線1181)
困住民福祉課 健康介護係(☎内線2151)



新入園児を募集します

子ども・子育て支援新制度▼

保育園、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

支給認定の種類▼

表1をご覧ください。

保育を必要とする事由▼

- ① 保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭での保育ができない場合
- ② 就労(月64時間以上の就労が必要)
- ③ 妊娠・出産
- ④ 保護者の疾病・障害
- ⑤ 同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ⑥ 災害復旧
- ⑦ 求職活動
- ⑧ 就学
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる
- ⑩ その他

表1 支給認定の種類

区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号 (教育認定)	満3歳以上の就学前子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園
2号 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
3号 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 事業所内保育施設

幼稚園・認定こども園

3歳児から小学校就学前の子ども

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、利用する施設によって1号、2号、3号のいずれかの認定を受ける必要があります。

事業所内保育施設

保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当する0歳児から小学校就学前までの子どもは、2号、3号の認定が必要となります。

保育園・認定こども園

保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当する0歳児から2歳児までの子どもは、3号の認定が必要となります。

☑子ども課幼児教育保育係 (☎内線1163)
☑住民福祉課福祉子ども係 (☎内線2154)

に算定します。
※市では、第3子目以降の保育料を申請により無料としています。
※市では、未婚のひとり親世帯について、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。



パネル展示のお知らせ

市内の保育園、認定こども園や子育て支援事業の活動紹介を次のとおり実施いたします。

平成31年度に入園を検討される人へぜひ、お出かけください。

◎各園および子育て支援事業の活動紹介

日程▼8月16日(木)～9月12日(水)

☑1階市民ロビー ☑1階ホール
※8月29日(水)に☑と☑の展示物を入れ替えます。

※両会場とも午前8時30分～午後5時15分(初日は午前9時から、最終日は午後4時まで)

※☑・☑の閉庁日は除く。

保護者の市町村民税所得割額をもと

保育料▼

※市外の保育園などを希望する場合は、困子ども課で手続をしてください(土・日曜日、祝日を除く)。
※園によって、方針や取組はさまざまです。必ず事前に、希望する園へお子さんと一緒に訪問してください。

表2 施設一覧

施設名	定員	所在地	電話	開所時間		対象年齢 (受入年齢)	申込期間
				教育認定 【1号】	保育認定 【2号 3号】		
保育園	遠丸保育園	60	安中5-8-25	382-1080	—	7:00～ 19:00	3カ月～
	岩野谷保育園	90	岩井甲617	381-3320	—	7:00～ 19:00	9カ月～
	板鼻和光保育園	120	板鼻2101-2	381-0613	—	7:00～ 19:00	4カ月～
	秋間中央保育園	60	東上秋間1533-2	382-0334	—	7:00～ 18:30	3カ月～
	山吹保育園	55	下秋間1769-3	382-3289	—	7:30～ 19:00	3カ月～
	崇徳寺保育園	50	松井田町松井田326	393-4458	—	7:30～ 18:30	7カ月～
	西横野保育園	80	松井田町人見970	393-3946	—	7:30～ 18:30	7カ月～
	白鳩保育園	30	松井田町国衙89-1	393-1015	—	7:30～ 18:30	3カ月～
	細野保育園	40	松井田町新井394	393-2457	—	7:30～ 18:30	3カ月～
	市立原市保育園	110	築瀬25-1	385-5233	—	7:30～ 18:30	7カ月～
	市立まついだ保育園	90	松井田町八城194-1	393-3892	—	7:30～ 18:30	7カ月～
認定こども園	安中こども園	50	安中3-3-3	381-0640	9:00～ 14:00	7:00～ 18:30	8カ月～
	安中二葉幼稚園	140	安中3-10-33	381-0394	9:00～ 14:00	7:30～ 18:30	1歳～
	原市赤心幼稚園	140	原市1-14-16	385-6662	9:00～ 14:00	7:30～ 18:30	1歳～
	いそべこども園	150	磯部3-12-12	385-8021	9:00～ 14:00	7:30～ 18:30	10カ月～
	東横野幼稚園	65	鷺宮3092-2	382-0816	9:00～ 14:00	7:30～ 18:30	3歳～
	後閑あさひ保育園	115	中後閑724	385-5541	9:00～ 14:00	7:00～ 19:00	3カ月～
	あさひ第二保育園	105	下後閑509-1	384-1501	9:00～ 14:00	7:00～ 19:00	3カ月～
事業所内保育	うずまき保育園	5	原市92-2	381-8020		7:30～ 18:30	3カ月～
	ひまわり保育園	5	鷺宮205-1	382-1255		7:00～ 18:00	3カ月～

9月18日(火)
～28日(金)

※土曜日の開所時間は各施設で異なります。各施設にお問合せください。
 ※定員は、平成30年度の定員です。募集人数は、各施設にお問合せください。

後期高齢者医療制度のご案内

後期高齢者医療の対象者

- 75歳以上の全員
- 一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人で、群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

■後期高齢者医療被保険者証が新しくなりました(平成30年度は「茶色」です)



新しい被保険者証を7月中旬ごろに、「うすいみどり色」の封筒で郵送いたしました。

新しい被保険者証の有効期間は本年8月1日から来年7月31日までの1年間です(短期証の人を除く)。

被保険者証が届いたら、記載されている住所、氏名、負担割合などを確認し、8月以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を提示してください。

■平成30年度の保険料率について

保険料率は次のとおり決定しました(所得割率、均等割額は平成29年度と同じです)。

所得割率	8・60%
均等割額	43,600円
保険料年間上限額	62万円

★保険料の計算方法(平成30年度)

$$\begin{aligned} & \text{年間保険料額} \\ & (\text{100円未満切捨て}) \\ & = \\ & \text{均等割額} \\ & (43,600円) \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & (\text{総所得金額等} \sim 33\text{万円}) \times 8 \cdot 60\% \end{aligned}$$

※4月以降途中加入の人は月割で計算します。

■平成30年度保険料軽減内容について

左の表の「軽減該当条件」にあたる人は、保険料が軽減されます。(平成29年度との変更箇所を□で囲んでいます。)

〈均等割額の軽減〉

軽減割合	軽減該当条件	軽減後均等割額
軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が対象)	軽減後均等割額
9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下」の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	4,300円
8・5割軽減	「基礎控除額(33万円)以下」の世帯	6,500円
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 27万5千円」×「世帯の被保険者数」以下」の世帯	21,800円
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 50万円」×「世帯の被保険者数」以下」の世帯	34,800円

〈被扶養者軽減〉

軽減割合	軽減該当条件	軽減後保険料額
軽減割合	軽減該当条件 (被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が対象)	軽減後保険料額
均等割額5割軽減	後期高齢者医療の被保険者資格取得日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人	均等割額・・・ 13,000円
所得割額なし	※ただし、〈均等割額の軽減〉における9割軽減、8・5割軽減に該当する人は、軽減割合が大きい方が適用されます。	所得割額・・・ 0円

■平成30年8月から所得区分等に変更があります

平成30年8月から所得区分、自己負担限度額等が下の表のとおり変更になります。

■限度額適用認定証等をご利用ください

い 現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用認定証」を医療機関などに提示すると、ひと月の同一医療機関などでの医療費の自己負担額が、該当する所得区分の自己負担限度額までになります。

低所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などに提示すると、ひと月の同一医療機関などでの医療費の自己負担額を抑えることができ、入院時食事代の標準負担額も減額されます。

前回の限度額適用等を受けるためには、受診時に提示することが必要です。

どちらかの所得区分に該当し、入院などで医療費の自己負担額が高額になる可能性のある人は、事前に困国保年金課または困住民福祉課で申請してください(有効期間は申請した月の1日からです。原則として月を越えて遡ることはできませんので、ご注意ください)。

※現役並み所得者Ⅲおよび一般に該当する人は限度額適用認定証などの発行はありません。

■自己負担限度額 (月額)

平成30年7月まで

自己負担割合	所得区分	世帯の所得状況など	自己負担限度額(月額)	
			外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>
	一般	現役並み所得者以外の住民税課税世帯の人	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※>
1割	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)の人	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得がない人	8,000円	15,000円

平成30年8月から

自己負担割合	所得区分	世帯の所得状況など	自己負担限度額(月額)	
			外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円※>	
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円※>	
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※>	
1割	一般	現役並み所得者以外の住民税課税世帯の人	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円※>
	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)の人	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得がない人	8,000円	15,000円

※過去12ヶ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

個別健診を実施しています

国民健康保険特定健康診査・

後期高齢者健康診査

平成30年度国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査の個別健診は市内の下記医療機関で受診することができます。(個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を市内の医療機関で実施することをいいます)

下記により、希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月6日(月)から始まりません。

期間▼11月30日(金)まで(休日については各医療機関にお問い合わせください)

料金▼無料(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)

健診機関▼下記の医療機関

注意事項

◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。

◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。

◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。

◆午前中のみの受診となります。
◆朝食を食わずに受診してください
(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください。また、受診票・受診券裏面の質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください)。

◆肝炎ウイルス検査を同時に実施します(対象者は肝炎ウイルス検査を受けたことがない人)。

◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になります。

◆市外に転出した場合、または国民健康保険(安中市)を喪失した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。速やかに受診票・受診券を市へお返しください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。

◆市の間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。

その他

◆4月以降に国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度に加入した人で健康診査の受診を希望する場合は困国保年金課へお問い合わせください。

◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、こ

の健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課または[☎]住民福祉課へお知らせください。

◆国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

医療機関名 (※印の医療機関は予約が必要です)

ア	ミ	ヤ	医	院	☎	385-1511										
あ	や	こ	ま	ご	こ	ろ	診	療	所	☎	388-1180					
有	坂	内	科	医	院	※	☎	381-0485								
い	の	う	え	整	形	外	科	内	科	ク	リ	ニ	ッ	ク	☎	380-1717
い	わ	い	中	央	ク	リ	ニ	ッ	ク	※	☎	381-2201				
大	貫	ク	リ	ニ	ッ	ク	※	☎	380-1181							
お	に	か	た	医	院	※	☎	385-1351								
く	ろ	さ	わ	医	院	☎	393-5311									
公	立	碓	氷	病	院	※	☎	385-8221								
櫻	井	内	科	医	院	※	☎	385-8551								
さ	る	や	内	科	医	院	※	☎	384-3681							
正	田	病	院	※	☎	395-5566										
城	田	医	院	※	☎	385-7858										
須	藤	病	院	※	☎	382-3131										
田	口	医	院	※	☎	393-1731										
武	井	内	科	循	環	器	科	※	☎	393-1005						
半	田	内	科	医	院	☎	385-6031									
藤	巻	医	院	☎	393-1324											
堀	口	医	院	※	☎	381-0229										
本	多	病	院	☎	382-1255											
松	井	田	病	院	☎	393-1301										
み	や	ぐ	ち	医	院	※	☎	384-1126								
も	て	き	内	科	医	院	※	☎	382-2510							

50音順

平成30年度 集団検診が8月から始まります！

8月から下記の日程で、特定健診・後期高齢者健診・胸部(肺がん)検診・前立腺がん検診・胃がんリスク検診・肝炎ウイルス検診・胃がんバリウム検診を同時に行います。

○検診(健診)の詳細について

・特定健診・後期高齢者健診を受診される人は、困国保年金課から対象者宛てに郵送した「受診票・受診券」と同封の「案内」をご覧ください。

・その他の検診を受診される人は、5月中に毎戸配布した「検診のしおり」、または困健康づくり課から対象者宛てに郵送した「受診シール」に同封の「検診日程表(青色のA3両面印刷)」をご覧ください。

※個別検診は、6月から安中市内医療機関で実施中です。



平成30年度集団検診 日程表

◎受付時間：午前8時30分～11時(全会場共通) ※番号札は午前8時から配布予定

※該当地区以外を受診も可能です

地区	会場	日程	該当地区
安中	安中保健センター	8月24日(金)	安中1区・2区
		8月25日(土)	休日検診(希望者)
		9月18日(火)	安中2-2区・4区・11区
		9月30日(日)	休日検診(希望者)【リフト車】
		10月 3日(水)	安中3区・6区・9区
		10月16日(火)	安中5区・7区・12区
原市	原市公民館	10月19日(金)	安中8区・10区
		9月25日(火)	原市1区・6区・9区
		9月26日(水)	原市2区・3甲区・8区
磯部	磯部公民館	9月27日(木)	原市3乙区・4区・5区・7区
		8月 9日(木)	磯部1区・4区・5区
東横野	東横野公民館	8月10日(金)	磯部2区・3区
		10月 9日(火)	東横野1区・2区・3区
岩野谷	岩野谷公民館	10月10日(水)	東横野4区・5区・6区
		10月11日(木)	岩野谷1区・2区・3区
板鼻	いきいき長寿センター (老人福祉センター)	10月12日(金)	岩野谷4区・5区・6区・7区
		10月 1日(月)	板鼻1区・2区・3区・4区
秋間	秋間公民館	10月15日(月)	板鼻5区
		8月30日(木)	秋間1区・2区・3区
後閑	後閑公民館	8月31日(金)	秋間4区・5区・みのりが丘区
		8月 6日(月)	後閑1区・3区・4区
松井田	松井田保健センター	8月 7日(火)	後閑2区・5区
		8月23日(木)	上本町・本町・新堀中宿・源ヶ原・新田琵琶ノ窪・紺屋町
		9月 2日(日)	休日検診(希望者)
横川	臼井小学校 碓氷峠くつろぎの郷 入牧生きがいセンター	9月19日(水)	新町・森崎・上町・仲町・下町・北横町・南横町
		8月20日(月)	五料西・五料中・五料東
		10月 4日(木)	横川西・横川東・坂本1区・2区・原
西横野	西横野定住センター	10月 5日(金)	入牧1区・2区
		8月21日(火)	法正寺・塚原・大王寺・上人見・高野谷戸・二軒在家
九十九	九十九生涯学習センター	8月22日(水)	別所・烏留北・烏留南・八城東・八城西・行田
細野	細野ふるさとセンター	8月28日(火)	下増田・高梨子・国衛百石・小日向
		8月29日(水)	上増田東・上増田西・土塩西・土塩東・新井

困健康づくり課予防係(☎内線1172)

雨や雪の日の資源ごみ

(古紙、古着・古布)の出し方

資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)を毎月1回実施しております。ごみの量を減らしリサイクル率を増やすため、ご協力をお願いいたします。

雨や雪の日の資源ごみの出し方については次のとおりです。

【古紙】

古紙は、濡れてもリサイクルに支障がありませんので、**雨天でも回収します。**

「家庭ごみ収集日程表」に記載している規定どおり、種類ごとに紙ひもなどで束ねるか、紙袋に入れ、ひもで結び中身が出ないようにしてお出しください。

※ビニール袋に入れて出すと、古紙とは判断されず回収はされません。

※防水加工された紙、印画紙、食品残渣のついた紙などは出せません。

(詳しくは、「家庭ごみ収集日程表」参照)



ビニール袋



紙袋

新聞紙



透明・半透明のビニール袋に入れ、しっかり封をする。

【古着・古布】

古着・古布は、濡れるとカビの原因となりリサイクルができなくなりまので、できれば**雨天に出すのはご遠慮ください。**

雨天でも出す場合は、規定どおり透明・半透明のビニール袋に入れて、**水が入らないようにしっかり封をしてお出しください。**

※燃えるごみ指定袋を使用する場合は、燃えるごみと区別するため、袋の見やすい場所に「古着」と書いてください。

※ボタン・ファスナーなどは取らずにそのままお出しください。

※布団類、カーペット、汚れが著しいものなどは出せません。

(詳しくは、「家庭ごみ収集日程表」参照)

環境政策課廃棄物対策係 (☎内線1881)

なお、業務時間内であれば、祝日含め、碓氷川クリーンセンターに直接持ち込み可能ですので、左記の時間内に搬入してください。

【碓氷川クリーンセンターへの直接搬入】

月曜日～金曜日(年末年始を除く)の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分に種類ごとに分別して搬入してください。(市の燃えるごみ指定袋に入れる必要はありません。処理手数料もかかりません。)



※資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)は、有価物集団回収(廃品回収)を補填するために実施するもので、できる限り地域の団体が実施する有価物集団回収をご利用ください。

人権相談窓口のご案内

困 市民生活課相談支援人権係 (☎内線1207)

皆さんが日常生活の中で、「これは人権上問題ではないだろうか」と思われ
たときにご相談ください。

例えば、こんなときに相談ください

- ・差別的な扱いを受けている
- ・ありもしないうわさ話を流されている
- ・身体的な悪口、差別的な発言を受けている
- ・高齢者や子どもが虐待を受けている
- ・高年齢者や子どもが虐待を受けている
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けている
- ・インターネット上で個人の名誉やプライバシーを侵害された など

人権擁護委員による相談

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。予約は不要です。直接会場にお越しください。

困 日時 毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分
会場 第2相談室

困 日時 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分
会場 多目的集会室

※日程、会場は変更となる場合がありますので、広報あんなかや市ホームページなどをご確認ください。

前橋地方法務局による各種電話相談

(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分、祝日・年末年始を除く)

- みんなの人権110番(☎0570-003-110)
差別や虐待、パワー・ハラスメントなどのさまざまな人権問題
- 子どもの人権110番(☎0120-007-110・全国共通フリーダイヤル)
いじめや体罰などの子どもの人権問題
- 女性の人権ホットライン(☎0570-070-810・全国共通ナビダイヤル)
DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に関する人権問題

地籍調査実施区域のおしらせ

困 耕地建設課国土調査係 (☎内線2144)

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地について調査、測量するものです。また、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿と地図(公図)として備え付けられることにより、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めています。

○平成30年度の実施区域
安中市松井田町五料
字弁天河原・小竹の一部(実施区域図を参照ください)

※来年度は安中市松井田町五料の小竹の一部を予定しています。



平成30年度地籍調査実施区域図
(青枠で囲まれた区域)

実施区域およびその隣接の土地所有者の皆さんには、後に説明会開催の通知をいたしますので、事業の推進にご協力ください。また、事前準備などのため、実施区域およびその周辺には測量業者など関係者が立ち入ることがありますので、ご了承ください。



5月27日 キャンペーンレディーが決定しました

本年度の安中観光キャンペーンレディーの委嘱式が行われました。今後、市内外の観光宣伝イベントや交通安全啓発イベントなどに参加して、安中市のPR活動を行います。

写真左から（敬称略）：松永 南歩（安中市）
齋藤 聖子（高崎市）・中島 亜季（安中市）
植原 詩穂（高崎市）・金田 友夏（高崎市）



5月20日 持てる実力を発揮しました

西毛運動公園陸上競技場において、安中市陸上記録会が行われました。出場した小・中学生は、自分の持てる力を最大限発揮し、高記録を目指して、競技に取り組んでいました。



5月28日 災害時等における応急対策の協力に関する協定を締結しました

災害などの発生により管路施設などが被災した場合に備え、安中市と公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会が「災害時等における応急対策の協力に関する協定」を締結しました。この締結により、被災時において、迅速な応急措置を行うことで、市民生活への影響が最小限に抑えられます。



5月25日 いじめ防止対策の推進

安中市いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題専門委員会の合同会議が開催され、児童相談所、警察、医師、人権擁護委員、青少年育成推進員、主任児童委員、弁護士など25人の委員に委嘱状が交付されました。安中市いじめ防止基本方針の改定や、小中学生のSNSなどネット上でのいじめ防止に向けて、保護者への啓発資料の作成と活用について話し合いが行われました。



6月3日 環境美化運動

春の環境美化運動の一環として、(社)群馬県環境保全協会安中支部と(社)群馬県環境資源保全協会安中支部の協力のもと、東横野・後閑地区で不法投棄されたごみの回収を実施しました。不法投棄は犯罪です。安中市の環境を守るために、ごみはルールに従って適切に処理しましょう。



5月26日 第72回群馬県植樹祭

秋間みりのりが丘パノラマパークにて第72回を迎えた群馬県植樹祭が盛大に開催されました。「この両手 緑増やす手 支える手」を大会テーマとして行われました。また、植樹祭を通して森林を守り、緑豊かな郷土づくりの推進を目指し、記念植樹が行われました。



安中市健康増進計画

「いきいき安中健康21」 からのお知らせ

もう一度見直す
アナタの生活習慣

食行動改善

肥満を招く大きな原因の一つにエネルギーの摂り過ぎがあります。ちょっと一口、何となく口寂しくて、お腹いっぱい食べないと満足できない、といった食行動を変えることで、肥満を予防することができます。もう一度、ご自身の食生活を見直してみませんか。

肥満が招く体の変化



「太る食べ方」「太らない食べ方」を知っていますか？

「ダイエット」＝「食べないこと」では決してありません。ダイエットのカギを握るポイントは、食のバランスはもちろん大事ですが、その食べ方も重要です。正しい食べ方をするかどうかは肥満への分かれ道になります。

× 太る食行動 早めの改善を

早食い	つい食べてしまう	寝る前の食事や間食
早食いは、脳の満腹中枢が刺激され、「おなかがいっぱい」と感じる前に食べ過ぎてしまいます。	お腹は空いてなくても、茶の間に置いてあるお菓子や果物を何となく食べ、余分なエネルギー摂取をしてしまいます。	夜遅く食べると、エネルギーが消費する時間がなく、胃腸への血流も増え、エネルギーを吸収しやすくなります。
調味料の使いすぎ	ながら食	まとめ食
濃い味付けは食欲増進作用があり、食べ過ぎやむくみの原因になります。減塩、薄味を心がけましょう。	テレビを見ながらなどの食事は、食べた量がわかりにくく、満腹感も少なくなります。	朝食を抜いたり、昼夜まとめた食事になると、体が飢餓状態になり、エネルギーの吸収も良くなります。

× つい飲んじゃう100kcal ついつい食べちゃう100kcal



× 外食メニュー 高エネルギーに気をつけて こんなに摂ってる外食メニューのエネルギー量

締めの主食は、必ず脂肪に変わります

まずは1杯	ビール(中) 200kcal	+	餃子(5個) 290kcal	+	焼き鳥(2本) 150kcal 冷や奴 90kcal	合計 730kcal	醤油ラーメン 450kcal
追加でもう1杯	ビール(中) 200kcal	+	いか刺身(5切) 70kcal	+	から揚げ 250kcal	合計 520kcal	ピザ(1枚) 600kcal
						総合計 1250kcal	

◎あなたにもできる 体にやさしい食行動改善 ～「やめる」のではなく、「減らす」「変える」(例)～

食事内容

- ◆油を控える
- ◆飲み物の糖分を減らす
- ◆間食を減らす(量、回数)
- ◆主食/ご飯の量を減らす。うどんの時はご飯は食べない
- ◆野菜を多く摂る(目標は1日5皿、350g以上)
- ◆肉を控える/魚、豆腐、大豆製品に変える
- ◆塩分を控える(漬け物の量やみそ汁の回数を減らす)
- ◆インスタント食品を食べる回数を減らす

行動(工夫)

- ◆食品表示を見て選ぶ
- ◆朝食を食べる
- ◆弁当を持って行く
- ◆米釜、カロリーなどを考えて食べる
- ◆外食・弁当内容・量を変える
- ◆食べ過ぎたら次の食事でコントロールする
- ◆野菜から食べて満腹感を出す
- ◆週2~3回は体重計に乗り、変化に気づく

問合せ▶ 困 健康づくり課保健指導係 (☎内線1174) 次号は9月1日号に「こころ・休養」の掲載を予定しています



男女共同参画推進委員会

第89回

平成29年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

【中学生の部 入賞作品】

男女共同参画社会をめざして

松井田南中学校1年 山口菜々花

私は、中学校の授業で、「男女共同参画社会」についてや、「イクメン」について習いました。今まで考えたことがなかったので、初めて知ることができました。これらのことを本当に実現したほうがいいのか考えてみました。

一つ目の「男女共同参画社会」についてです。意味は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任をわかち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。家庭の外の仕事は男性、家庭の内の仕事は女性がするという人が多いです。特に、共働き世帯では、女性は仕事や家事をどっちもしなくてはならなくなりとても大変です。それを少しでも楽にしていられるためには、家族が家事を手伝うということだと思います。私たちは、家庭で毎日食事をしたり、入浴したり、睡眠・休息をとったりしています。それはほとんど、母がしてくれているからです。家庭には様々な仕事があります。調理、子育て、洗濯、掃除、団らん、食事などがあります。私は毎日、食器洗いや洗濯干しや掃除や昼飯、夕飯の配ぜんや後かた

入選作品

づけや電気・カーテン閉めをしています。私のお母さんは、平日仕事なので、お手伝いをたくさんしています。自分のためにもなるし、家族のためにもなります。中学の家庭科の教科書のグラフを見ると、中学生が家事の手伝いをする時間や人は、とっても少ないことがわかりました。これは、本当にいいのかなと感じました。お手伝いをしない理由は、めんどうくさいとか、やりたくないとか、やっても意味がないとか思っているんだと思います。将来のことを考えると、とても大切なことだと思います。まずは、自分の食べたご飯の食器を洗うこと、自分が着ていた洋服は、洗ったり干したりすることが大事だと思います。自分のことができたら、他の人の分までやればいいと思います。少しでも母を楽にしてあげられると思います。共働き世帯の人だけではなく、普段から私たちができるといいです。

これからは、「男性も女性も、仕事と家庭を両立」できるように、家族みんなで家事分担することができるといいと思います。そうすれば、一人一人豊かな人生を送れると思います。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

架空請求
心当たりのない請求は無視!

【事例1】

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら、弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取下げ料10万円を支払った。

【事例2】

大手通販会社の名前でSMSが届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をしたら、未納サイト料金を請求された。最初に19万円、さらに50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。

【ひとことアドバイス】

- ☆架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)などさまざまです。
- ☆実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載したり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- ☆架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。
- ☆不安に思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。

資料提供：独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

☎382-2228



生涯学習だより

★にこにこひろば★ (原市)

ふくしの家敷地内(☎385-7979)
(活動のない日☎385-8160 武田)
ボランティアさん・おもちゃ多数
毎週水曜日 午前10時~11時30分
自由なおしゃべりの場
経験豊かなボランティアに育児に
関する相談ができます。
参加費無料・登録制

親子で参加 子育てサロンの ご紹介

2歳までのお子さんと、子育て
中のパパ・ママを対象として、親
子で参加できるサロンを実施して
おります。
各地区のボランティアにより、
育児相談やイベントなど楽しく充
実した内容で実施しています。
ぜひ、ご参加ください。

★ママさん交流会★ (板鼻)

板鼻公民館(☎382-4967)
ボランティアあり
毎月第3月曜日
午前10時~11時30分
フラワー教室など各種教室の実施や
救急救命法学習などの企画あり
参加費無料・材料費などは別

問合せ▶☎生涯学習課社会教育係 (☎内線2242)

第13回市民フェスティバルの開催日程が決まりました

詳細は広報あんなか10月1日号でお知らせします。

第30回 碓氷のつどい

会場 松井田文化会館

前期 10月13日(土)~14日(日) 作品展・ステージ発表など

後期 10月20日(土)~21日(日) 作品展・ステージ発表・
こども広場など



(碓氷のつどい)
(昨年の様子)

(市民展)
(昨年の様子)



第42回 市民展

会場 安中市文化センター・安中体育館

芸能発表大会 10月21日(日)文化センター ホール

作品展示 11月15日(木)~18日(日)安中体育館
(安中地域小中学校児童生徒作品展同時開催)

平成29年度人権作品集「おもいやり」から 「人権について」

安中第二中学校 二年 村上 友菜

人権とは「人間が人間らしく生きる権利
で、生まれながらに持つ権利」である。人
権は皆が平等に同じ分だけ持っているもの
だと私は考える。しかし、現実の社会では
悲しく痛ましい人権問題が多く起こってい
る。

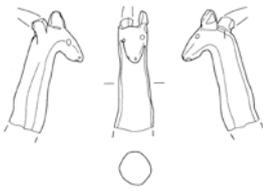
「人権問題とは何ですか。」と聞かれた
ら、あなたはどうか答えるだろうか。私はき
つといじめや障害をもつ人への差別と答え
るだろう。しかし、人権週間を通して私は
たくさんの「人権問題」があることを知る
ことができた。女性や子供、高齢者、外国
人の差別。またインターネットが普及して
いる現代では、インターネットによる人権
侵害も問題になっている。私が特に気にな
ったのは外国人の差別である。ただ住んで
いる国が違うだけなのに、どうして差別が
起こるのだろうか。私は、文化が違うから
だと考える。文化が違えば当然、私達日本
人の常識が常識ではなくなる。食べる物に
しても、衣服にしても、言語や挨拶の仕方
もどこの国も一緒ではない。そして、私達
日本人も海外に行けば外国人となる。

(つつく)

問合せ▶☎生涯学習課生涯学習係 (☎内線2245)

国衙中割遺跡出土の鹿形土製品

本遺物は、平成二十七年に九十九地区生涯学習センターの建設に伴う発掘調査で発見されました。古墳時代後期(6世紀後半)の住居址から出土した長さ三・一cm、高さ五・〇cm、首から下が欠けた動物形の土製品(小像)です。耳の後ろに角、目と鼻は刺突、口は切り込みによって表現された牡鹿と推定されます。焼成は土師器と同じです。



H-20号住居址出土
鹿形土製品

類似する資料には、首の根元と本体とが接合する装飾付きの須恵器などで事例は確認できるものの、鹿形土製品としての単体とみた場合、全国的にも珍しいです。鹿は、須恵器、埴輪などに狩りの場面などを表すために付けられることが多く、こうした遺物は、古墳への供え、祭祀などで用いられたと考えられています。本遺物は国衙地区の古墳群の性格を示す遺物として注目されます。

現在、ふるさと学習館にて展示しております。

明治150年記念夏季企画展「碓氷郡の明治維新」



期間：平成30年9月9日(日)まで

幕末から明治にかけて安中藩で活躍した板倉勝明・岩井重遠・星野閏四郎・海保帆平・新島襄・真下珂十郎などを知ってもらうための企画展を開催します。



平成29年度
「文化財愛護ポスター」
優秀作品(敬称略)
中山稜太(松井田南中3年)

夏休みの終わりに、学習の森で楽しいひとときを

夏休みワークショップ

①フェイスーツ…材料費500円/1作品

リアルで本格的なケーキのミニチュア作り♪



②花結びのしおりとヘアゴム…材料費300円/1作品

お子さんも簡単に作れる花結びしおりやヘアゴム作り♪

③キッズセラピスト ……材料費500円/1人

お子さんがご家族にハンドマッサージセラピーができるよう教えます♪



④天然石ビーズのアクセサリ

……材料費500円~1,000円/1作品
ストラップやブレスレッドなどをつくりま

《日時》 8月25日(土) 午前10時~午後2時

《場所》 ふるさと学習館 市民ギャラリー

《対象》 小・中学生とその保護者 大人の方もどうぞ♪

《費用》 各ワークショップ毎に、当日会場でお支払い

《申込方法》 当日、直接会場へお越しください。

《その他》 小学校低学年の人は保護者同伴でお願いします。

ハーバリウム講座

ガラス瓶の中にドライフラワーを専用オイルと一緒に入れるハーバリウムは、管理が一切不要で長期間鑑賞を楽しめます。

《日時》8月19日(日) 午後1時~3時

《場所》ふるさと学習館

《定員》20人(先着順)

《材料費》2,000円

《その他》小学生は保護者同伴でお申し込みください。エプロンまたは汚れてもよい服装でお越しください。

《申込方法》

8月10日(金)~17日(金)に電話、もしくはふるさと学習館受付にて申し込みください。



Herbarium

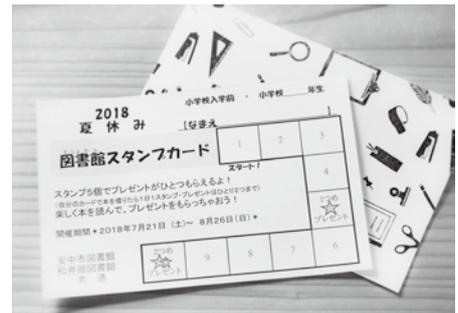
問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館

安中市上間仁田951 Tel. 027-382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp

安中市図書館・松井田図書館 夏休みお楽しみ企画

図書館では、夏休みお楽しみ企画として小学生以下の利用者を対象にスタンプカードを発行しています。図書館で本を借りると1日1個スタンプが押され、カードにスタンプが5個たまるとプレゼントがもらえます。ぜひ、ご参加ください。

- 対象者：図書館で本を借りた小学校6年生までの利用者
- 実施期間：8月26日(日)まで
- 内容：スタンプカードにスタンプが5個たまったら景品を1つプレゼント
※カードは安中市図書館と松井田図書館の両館で使える共通カードです。
※カードを紛失された場合、カードは再発行されますが、それまでのスタンプは無効となりますのでお気をつけください。
※景品は1人2個までとなります。
- 問合せ：安中市図書館(☎381-0529) 松井田図書館(☎393-4402)



松井田文化会館 うすい街道寄席 三遊亭小遊三・柳家三三

- 日時：9月9日(日)
開場 午後1時
開演 午後2時
- 場所：安中市松井田文化会館 大ホール
- 前売り：全席指定 一般 2,500円
- 当日券：全席指定 一般 3,000円
- チケット：松井田文化会館窓口で好評販売中
※電話予約もできます
※未就学児の入場はできません
※問合せ：安中市松井田文化会館(☎393-4400)



三遊亭小遊三



柳家三三

安中市文化センター

- 歌とダンス友の会
第11回生バンドとカラオケの発表会
8月5日(日) 10:00~19:00 チケット 1,000円
問合せ：歌とダンス友の会(☎027-344-9081(原沢))
- 碓氷教育会 夏季講演会
8月10日(金) 14:30~ 入場：無料
問合せ：松井田小学校(☎393-1521)
- ボランティアグループ鮎香会日本舞踊発表会
8月18日(土) 13:00~16:00 入場：無料
問合せ：ボランティアグループ鮎香会
(☎080-5432-8258(久保))
- 群馬隆盛カラオケクラブカラオケ発表会
8月26日(日) 12:30~16:00 入場：無料
問合せ：隆盛カラオケ倶楽部(☎385-3432)
- 群馬大正琴友の会安中支部
ザ・ブルースカイ大正琴コンサート
9月1日(土) 13:00~16:00 入場：無料
問合せ：群馬大正琴友の会安中支部ザ・ブルースカイ
(☎381-2107)
- 安中市民合唱団50周年記念演奏会
9月2日(日) 13:30~15:30 チケット：500円
問合せ：安中市民合唱団(☎385-5093(阿久津))
- 劇団ろしなんて安中公演
9月8日(土) 18:30~20:30
チケット 前売：1,000円 当日：1,200円
問合せ：地域創造集団楽舎(☎382-6150)
- 安中ジュニアオーケストラ20周年記念公演会
9月9日(日) 14:00~ 入場：無料
安中ジュニアオーケストラ(☎090-2207-2938(高橋))

- 自主文化事業「ファミリーコンサート
オーケストラで聴くジブリ音楽」
9月15日(土) 15:00~17:00
全席指定 一般：2,000円 高校生以下：1,500円
問合せ：文化センター(☎381-0586)
- 市民パソコン教室
8月2・4・9・23・25(木・土)13:30~15:30
9月1・6・8・13(木・土) 13:30~15:30
入場：無料 会場：2階パソコン室
問合せ：文化センター(☎381-0586)
- おもしろ科学教室「カラフル海ほたるを作ろう」
8月18日(土) 9:30~12:00 要申込
会場3階 大会議室
問合せ：文化センター(☎381-0586)
- 絵本読み聞かせ
8月25日(土) 14:00~15:00 入場：無料
会場 図書館幼児コーナー
問合せ：安中市図書館(☎381-0529)

松井田文化会館

- 平成30年度
第40回少年の主張西部地区大会
8月4日(土) 開場 12:30 開演 13:00 入場：無料
問合せ：宍生涯学習課(☎内線 2242)

8月1日から9月15日までのスケジュール

ホール

ホール

学習室

大ホール



▲碓氷関所跡にて、関所祭りが行われ、獅子舞や太鼓の演奏が行われました。



INFORMATION

インフォメーション

安中市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目 23-13

TEL 382-1111 FAX 381-0503

HP: <http://www.city.annaka.lg.jp>

E-mail: kouhou@city.annaka.lg.jp



おしらせ

現況届を忘れずに 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当

現在、児童扶養手当を受給中の人は8月1日～8月31日の間、特別児童扶養手当を受給中の人は8月10日～9月11日の間に届出が必要です。

安中市では次の期間で受付をしますので、忘れずに提出してください。この届出がないと、手当の支給が差し止められ、さらに2年間未届けのままだと、受給資格が喪失となりますのでご注意ください。なお、該当者には届出用紙を送付します。

※所得制限により支給停止中の場合でも届出が必要です。

受付期間▼

児童扶養手当

8月7日(火)～17日(金)

特別児童扶養手当

8月10日(金)～17日(金)

(土日祝日を除く午前9時～午後5時) 8日(水)、15日(水)は、困のみ午後7時まで

※上記期間中は、専用会場にて受付を行っています。

期間内に来庁できない場合は窓口へおこしください。

問合せ▼

困子ども課子ども育成係

(☎内線1164)

困住民福祉課福祉子ども係

(☎内線2153)

ひとり親家庭の 応援をしています!

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、安中市では就職支援のための資格取得、知識・技能習得を目指すための給付金制度があります。

高等職業訓練促進給付金事業

看護師(准看護師)、介護福祉士、歯科衛生士などの資格取得を支援するため、月額100,000円(市町村民税課税世帯の人は月額70,500円)を支給します。修了時には修了支援給付金50,000円(市町村民税課税の人は25,000円)を支給します。

母子家庭等自立支援教育訓練 給付金事業

医療事務講座や介護職員初任者研修などの教育訓練講座費用の6割(12,000円を超える額で上限200,000円)を支給します。

※雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
高等学校卒業程度認定試験
合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が、高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講したとき、受講修了時給付金(受講費用の2割、上限100,000円)、合格時給付金(受講費用の4割、受講修了時給付金とあわせ上限150,000円)を支給します。

問合せ▼困子ども課子ども育成係

(☎内線1164)

困住民福祉課福祉子ども係

(☎内線2153)

人も、会社も、もっと元気に!

中退共済

CHU小企業退職金共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

国民年金からのお知らせ

一口座振替がお得です

国民年金保険料を前納できます

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることで保険料が割引になる前納制度があります。

口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、現金での前納よりもさらに割引になります。口座振替での前納を希望する人は、8月末日までに早めに金融機関、高崎年金事務所、困国保年金課または困住民福祉課へお申し出ください。申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)をご持参ください。

また、現金での前納を希望する人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている下期の納付書(平成30年10月分〜平成31年3月分)を使用して、平成30年10月31日までに納めてください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

詳しくは、高崎年金事務所にお問い合わせ

磯部温泉まつり日程

今年も下記の日程で、磯部温泉まつりが開催されます。ぜひ、お越しください。

8月14日(火)	鮎のつかみ取り (参加対象： 中学生以下)	午後3時～	碓氷川河川敷 (磯部築前)
	磯部温泉寄席 (林家染二 林家つる子) 前売1,500円 当日2,000円	午後6時～	磯部温泉会館 チケット取扱店舗： お菓子のゆもと、 田村製菓、八百米、 今井食堂、小島屋 旅館、高野酒店
8月15日(水)	子どもみこし	午前10時30分 ～午後3時	磯部町内
	花火大会	午後8時～9時	碓氷川河川敷
8月16日(木)	温泉薬師 灯籠流し	午後7時	碓氷川河川敷
	仕掛け花火大会	午後8時～	碓氷川河川敷

問合せ：磯部温泉組合 (☎385-6555)
☎観光課 (☎内線2622・2623・2624)

合わせください。

コンビニなどでも

国民年金保険料を納められます

国民年金保険料はコンビニエンスストア(一部を除く)でも納めることができます。営業時間内であれば土・日曜日・祝日や夜間でも保険料を納めることができますので、平日の昼間は仕事などで忙しい人はぜひご利用ください。

また、クレジットカードによる納付

も可能です。希望する人は、高崎年金

事務所か困国保年金課または困住民福祉課でお申し込みください。

さらに、インターネットなどを利用しての納付方法もあります。

詳しくは、高崎年金事務所にお問い合わせください。

このページに関する問合せ
高崎年金事務所 国民年金課
(☎027-3222-4299)

家族で考えよう

ネット上のいじめ防止

安中市いじめ問題対策連絡協議会を中心に、小中学生保護者を対象とした「いじめ防止啓発資料」を作成しました。SNSなどを利用したネット上のいじめ問題について、現状や危険性を理解していただき、家族全員でいじめの未然防止を推進します。

インターネット上のいじめ防止啓発資料のイメージです。お子様のインターネット利用の危険性や保護者の役割について説明しています。

インターネット上のいじめ防止啓発資料のイメージです。インターネット上のいじめに気付いたときは、保護者がどう対応すべきかについて説明しています。

安中市ホームページでも閲覧することができます。いじめ防止対策にご活用ください。(www.city.annaka.jp/kyouiku_shougaigakushu/files/jimeboushikehatu.pdf)
問合せ 松学校教育課 (☎内線2235)

副市長が選任されました



第2回安中市議会定例会において、栗野好映（あわのよしあき）さんが、議会の同意を得て、副市長に選任されました。

就任は、7月1日付けです。

浄化槽設置整備事業

補助金について

今年度は合併浄化槽に切り替える補助金が10万円加算されます。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から「合併処理浄化槽へ転換（切り替え）」

する場合、今年度は例年の補助金に加えて、さらに10万円のエコ補助金を受けられます。基数限定ですので、合併浄化槽への切り替えを検討されている人は、お早めに申請手続きをお願いいたします。

ただし、公共下水道供用開始区域、事業計画区域、秋間みのりが丘地区の人を除きます。

申請方法など、詳細についてはお問い合わせください。

受付期間▼平成31年1月31日（木）まで
補助金額▼

人槽区分	補助金額	
	転換設置 +エコ補助金	新規 設置
5人槽	30万円+10万円	15万円
6～7人槽	36万円+10万円	18万円
8～10人槽	45万円+10万円	24万円

注意事項▼※予算額に達し次第、受付終了となります。

本市民課 休日窓口開設日

8月5日・19日 9月2日
午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

※エコ補助金は県内で先着1100基までです。

※工事着工後の申請は受付できません。

問合せ▼☎下水道課庶務係
(☎内線3135)

公共下水道接続促進

補助金のおしらせ

本市では快適な生活環境づくりのために公共下水道への接続を推進しております。今年度、群馬県による流域関連公共下水道排水設備工事費への補助が実施されるため、次の条件に該当する下水道接続工事に補助金を加算して交付します。申請方法など、詳細についてはお問い合わせください。

補助対象となる工事▼

○くみ取り便所や浄化槽を、下水道に接続する工事
(浄化槽は使用廃止が条件となります)

補助対象▼

次のすべてに該当すること

- 公共下水道排水設備等工事計画確認申請書の申請者
- 供用開始後、3年以内に公共下水道に接続する人
- 市税及び受益者負担金の滞納が無い人
- 平成30年度内に工事が完了し、補助

の金に係る手続及び検査が行われたも

補助金額▼
○補助対象工事1件につき5万円

問合せ先▼
☎下水道課庶務係(☎内線3132)

第2回(6月)安中市議会 定例会

6月8日(金)から6月21日(木)にかけて、14日間の日程で平成30年第2回安中市議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

- 副市長の選任について
- 安中市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 安中市市税条例の一部を改正する条例について
- 安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

労働者派遣先事業主の皆様へ

労働者派遣法が改正されて平成30年9月30日で3年が経過します。

次のルールは、平成27年9月30日以降に締結・更新された労働者派遣契約に適用されます。

1. 受入れ期間制限ルール



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.4

地域おこし協力隊の南畝朋佳です。

早いもので、安中市に移住して半年が経ちました。秋間梅林の夏までの活動は、梅の収穫や加工品づくりが最盛期を迎え、とても忙しい毎日です。

群馬県は梅の生産が全国で第2位！という事が納得の収穫量でした。梅干しは、災害時の備蓄食としても適しているそうです。

また、夏には梅干しで塩分とミネラル補給をして熱中症対策にも！

暑い夏に備えて憂いを断ちましょう！



法務局からのお知らせ

『法定相続情報証明制度』を

ご存じですか

この制度は、相続が発生した際、戸

問合せ▼群馬労働局需給調整事業室
(☎027-210-5105)

上記1〜4には例外あり。また、記載項目のほかにもご留意いただく点がいくつかあります。

では①以外に②合理的就業機会の確保・提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続が図られると認められる措置を講じる必要があります。

なお、派遣元

では①以外に②合理的就業機会の確保・提供、③派遣元での無期雇用、④その他安定した雇用の継続が図られると認められる措置を講じる必要があります。

問合せ▼前橋地方法務局高崎支局
(☎027-322-6315)

手続や管轄など詳しくは左記へお問い合わせください。

籍謄本等と相続人を一覧にした図(法定相続情報一覧図)を法務局に提出していただくと、法務局が法定相続人を証明した公的な証明書を無料で必要な分だけ発行する制度です。この証明書があれば、相続登記のほか預貯金の払戻し、相続税の申告などの際に戸籍謄本等の提出が不要となり、非常に便利な制度です。

ア派遣先の「事業所単位」の期間制限

派遣先は、同一の事業所で派遣可能期間(3年)を超えて受入れはできません。

※ただし、3年経過の1か月前までに過半数の労働組合などから意見聴取をすれば3年を限度に延長可能です。

イ派遣労働者の「個人単位」の期間制限
「事業所単位」の派遣可能期間を延長した場合も、派遣先の事業所における同一の組織単位で3年を超えて同一の派遣労働者を受入れることはできません。

2. 無許可派遣を行う事業主からの受

入れ禁止

平成27年労働者派遣法の改正で、労働者派遣事業は許可制に1本化されました。

派遣元が経過措置で(旧)労働者派遣事業を行うことができるのは平成30年9月29日までです。平成30年9月30日以降に派遣を受入れる場合は、派遣元事業主の許可取得・申請状況を必ず確認してください。

3. 労働契約申込みなし制度

派遣先が違法な派遣労働者を受入れた場合は、派遣元の労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込

みをしたものとみなされる場合があります。

4. 雇用安定措置への対応

派遣元から①

派遣労働者の直接雇用の依頼があつた場合は派遣先として真摯な検討を行うなど適切な対応をお願いします。



100歳おめでとうございます

河村英太郎さん(岩井)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝い品が贈られました。これからも元氣にお過ごしください。



講座・教室

一般介護予防教室

「ゴルフフィットネス教室」

年齢や性別に関係なく楽しめるゴルフは、年齢を重ねてもプレーすることが出来るスポーツです。そんなゴルフを長く楽しめるように、足腰を鍛えてみませんか。ゴルフをしている人も、そうでない人も、元気な足腰をつくるフィットネスに参加して、楽しく身体づくりをしましょう。

日程▼

- 1、8月29日(水)
- 2、9月5日(水)
- 3、9月12日(水)
- 4、9月26日(水)

時間▼午前10時～11時30分

場所▼区総合体育館 アリーナ

内容▼ゴルフを続けられる体作りのための運動

参加条件▼

市内在住の65歳以上の人
少し膝や腰の痛い人でも無理をせずご参加いただけます。

参加費▼無料

持ち物▼飲み物、ヨガマットまたはバスタオル、上履き用の靴、筆記用具

定員▼20人(先着順)

申込期間▼7月23日(月)～8月6日(月)

申込み・問合せ▼ささえ愛センターあ

んなか(地域包括支援センター)
(☎内線1189)



スポーツ

ソフトボール教室

開催のお知らせ

安中市ソフトボール協会では、小学生のみなさんにソフトボールを通してスポーツの楽しさを味わったり、仲間づくりの大切さを感じてもらったりしていただけるよう、7月23日より月2回ソフトボール教室を開催いたします。

指導者は、全国大会などで活躍した経験豊かなスタッフがいます。すでにソフトボールをしている人はもちろん、これまで全くソフトボールをしたことがないという人もぜひご参加ください。基本から指導いたします。男女は問いません。みなさんのご参加をお待ちしております。

日程▼8月13日・27日(月)午後7時～8時

※毎月、第2・第4月曜日

場所▼信越化学グラウンド
(安中市西上磯部1610)

参加費▼無料

対象者▼市内在住の小学生

申込み・問合せ▼

安中市ソフトボール協会

Jr育成委員長 大塚

(☎0900-22219-2182
FAX0500-37300-8168
Eメール annaka softball@gmail.com)

※当日の参加も歓迎します。



健康

日本脳炎定期予防接種の

お知らせ

日本脳炎予防接種については、接種後の副反応の事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨の差し控えがありました。その後、新ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が導入され、積極的な接種勧奨を再開しています。

このため、左の特例措置に該当する年齢の人は、日本脳炎の予防接種(第1期・第2期合わせて計4回)を受ける機会を逃していることがありますので、母子手帳などを確認し、不足があれば早めに接種を受けましょう。

接種に必要なもの▼予防票・母子手帳・保険証

予防票について▼予防票がない場合は、(困健康)づくり課・(困住民福祉課)の窓口で配布します。その際、接種歴の確認を行いますので、母子手帳を必ずお持ちください。

なお、第2期の予防票についてですが、平成19年4月2日生まれ以降の人には、毎年小学4年生の4月頃に個別

に郵送する予定となっています。

接種区分	対象者	接種回数
第1期	生後6ヶ月～7歳6ヶ月に至るまで (標準的な接種年齢は 初回：3歳、追加：4歳) ※3歳未満は接種量が半分となります	初回：2回 追加：1回
第2期	満9歳～13歳未満 (標準的な接種時期は小学4年生)	1回
特例措置①	平成19年4月1日生まれの人まで ※20歳の誕生日を迎えると特例措置は受けられません	第1期(3回)と第2期(1回)の計4回接種のうち未接種分
特例措置②	平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人 ※公費での接種期間は満9歳以上13歳未満	第1期の3回接種のうち未接種分

問合せ▼(困健康)づくり課予防係
(☎内線1172)

おたふくかぜ予防接種(任意)公費助成についてのお知らせ

市では、乳幼児のおたふくかぜ予防接種(任意)において公費助成を実施しています。

対象者▼満1歳から5歳未満(1歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで)

助成回数▼一人1回のみ無料



接種場所▼市内指定医療機関(詳細は、お問い合わせください。)

予診票の配布方法▼予防接種を希望する場合には、あらかじめ困健康づくり課または困住民福祉課の窓口で申請が必要となります。助成申請書に必要事項を記入していただいた後に、予診票をお渡しします。

申請に必要なもの▼母子手帳・印鑑(朱肉を使うもの)

問合せ▼

- 困健康づくり課予防係 (☎内線1172)
- 困住民福祉課健康介護係 (☎内線2151)

風しんを予防しましょう

「風しん抗体検査」を無料で検査できます(県事業)

群馬県では、風しんの感染予防やまん延防止、先天性風しん症候群の発生の予防を図るため、風しんの予防接種の必要性を判定する「風しん抗体検査」を県内の協力医療機関に委託して実施します。

実施期間▼平成31年3月31日まで

内容▼風しん抗体検査(HI法)(血液検査※検査費用は無料です。)

対象者▼県内に住所を有する人(前橋市および高崎市は除く)で、妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者および風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者。

ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

- (1)過去に風しん抗体検査を受けたことがある人
- (2)風しんの予防接種歴がある人
- (3)検査による確定診断を受けた風しんの既往歴がある人

申請・受診券▼

- 検査希望者は、県保健福祉事務所(県内10カ所)に來所して申請してください。
- 検査の対象となることを確認して、風しん抗体検査受診券を交付します。
- 妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者は、妊娠を希望する女性と一緒に申請してください。
- 県内に住所があることが証明できるもの(運転免許証など)
- お持ちの人は妊婦の母子手帳

その他▼協力医療機関でのみ検査を受けられます。検査に行く前に、協力医療機関に連絡をして、予約の必要性の有無、検査日などを確認してください

い。また、協力医療機関など不明な点については、県ホームページで確認するか、安中保健福祉事務所にお問い合わせください。

申請・問合せ▼安中保健福祉事務所(☎381-0345)

※受付時間は、午前8時30分〜午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

「予防接種」の費用の一部を助成します(市事業)

市では、県が実施する「風しん抗体検査事業」に伴い、検査後、風しんの抗体価が低いとされた人に対して、風しん予防接種費用の一部を助成します。

実施期間▼平成31年3月31日まで

ワクチンと助成金額▼

- (1)麻しん風しん混合ワクチン予防接種 5,000円
- (2)風しん単独ワクチン 3,000円

※接種費用から助成金額を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。

対象者▼市内に住所を有する人で、県が定めた対象者のうち風しんの抗体価が低いと診断された人

接種場所▼市内指定医療機関(詳細は、お問い合わせください。)

申請・予診票配布方法▼困健康づくり課の窓口で申請が必要となります。助成申請書に必要事項を記入していただいた後に、予診票をお渡しします。

申請に必要なもの▼抗体検査の結果が記入されたもの・印鑑(朱肉を使うもの)

その他▼※妊娠中の女性または妊娠の可能性のある女性は接種できません。※接種後、2カ月は妊娠を避ける必要があります。

申請・問合せ▼困健康づくり課予防係(☎内線1172)

健康通信

8月6日から各種集団検診が実施されます。『検診のしおり』または「受診シール」に同封したA3青色の集団検診の表で日程・会場・持ち物などをご確認のうえ、ご来場ください。該当地区での検診日に都合がつかない場合は、ご都合のよい日にご来場ください(その際の連絡は不要です)。個別検診については、市内医療機関にて引き続き実施しています。

受診の際はオレンジ色の封筒に入っている「受診シール」が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

また、平成30年5月中旬以降に安中市に転入し、検診をご希望の人は、困健康づくり課(☎内線1172)までお問い合わせください。

行事カレンダー

8月1日▶9月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
8月			16	木	●磯部温泉まつり (温泉薬師灯籠流し、仕掛け花火大会)	9月		
1	水		17	金	●市民献血 ☎ 10:00~12:00、13:00~15:30	1	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
2	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	18	土	●藍染体験教室 くつろぎの郷 10:00~ ●おもしろ科学教室 「カラフル海ほたるを作ろう」 文化センター 9:30~12:00	2	日	
3	金		19	日	●ふるさと学習館主催 ハーバリウム講座 学習の森 13:00~15:00	3	月	
4	土	●第40回少年の主張西部地区大会 文化会館 13:00~ ●市民ときめきスクール 「夏休み親子で作ろう」 学習の森つどいの間 10:00~14:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	20	月		4	火	●第3回安中市議会定例会 開会(予定) 9:00~
5	日	●「親子の木工工場」 安中市中央体育館 松井田体育館 9:00~ ●人権と平和を考える講座(①/⑤) 松井田文化会館小ホール 13:30~15:00 ●平成30年安中市子ども議会 13:00~ 困議場 ●市民水泳大会 西毛運動公園プール 8:30~	21	火		5	水	●体育施設利用者調整会議 (10月~12月) ・旧安中市屋外施設 ☎ 18:30~ ・旧松井田町屋内外施設 ☎ 18:30~
6	月		22	水		6	木	●体育施設利用者調整会議 (10月~12月) ・旧安中市屋内施設 ☎ 18:30~
7	火		23	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	7	金	●第3回安中市議会定例会 決算審査特別委員会(予定)9:00~
8	水		24	金	●市民献血 松井田保健センター 10:00~11:30、12:30~14:00 松井田病院 15:00~16:00	8	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
9	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	25	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●絵本読み聞かせ 安中市図書館 14:00~15:00 ●夏休みワークショップ 学習の森 10:00~14:00	9	日	●うすい街道寄席 三遊亭小遊三・柳家三三 14:00~
10	金		26	日		10	月	●第3回安中市議会定例会 決算審査特別委員会(予定)9:00~
11	土・祝	●家庭教育推進事業 「積み木で〇〇つくろう!」 文化センターホワイエ 9:30~11:30、13:30~15:30	27	月		11	火	●第3回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定)9:00~
12	日	●家庭教育推進事業 「積み木で〇〇つくろう!」 松井田文化会館小ホール 9:30~11:30、13:30~15:30	28	火		12	水	●人権と平和を考える講座(①/⑤) 松井田文化会館小ホール 13:30~15:00 ●第3回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定)9:00~
13	月		29	水		13	木	●第3回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定)9:00~ ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
14	火	磯部温泉まつり (鮎のつかみ取り、磯部温泉寄席)	30	木		14	金	
15	水	磯部温泉まつり (子どもみこし、花火大会)	31	金		15	土	●「蛭名健一エビケン・ザ・ショータイム」 チケット販売開始 文化会館 窓口 9:00~ ●平成30年度安中市文化財愛護 ポスター展(~24日)学習の森 ●自主文化事業「ファミリーコンサート オーケストラで聴くジブリ音楽」 文化センター 15:00~17:00

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯 8/7・21 9/4
 峠の湯 8/28・9/11
 鉄道文化むら 9/4・11
 文化センター(※は図書館のみ休館です)
 8/7・14・21・28 9/4・11
 文化会館 8/6・13・20・27・31
 9/3・10
 碓氷川熱帯植物園 8/7・14・21・28 9/4・11

スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)
 8/6・13・20・27※
 9/3・10※・15
 学習の森 8/7・14・15・21・28
 9/4・11
 いきいき長寿センター
 8/6・13・14・20・27
 9/3・10

相談案内

8月1日▶9月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 8/2・16 9/6 9時～11時30分 ☎ 8/6 9/3 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 8/3・17 9/7 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
人権相談	☎ 8/16 13時30分～15時30分 ☎ 8/17 13時30分～15時30分	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内)	消費生活センター(☎382-2228)
労働相談	☎ 第1・3火曜日 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料税務相談	☎ 8/8 9/6 13時～16時 ☎ 8/22 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061) ☎ 住民福祉課(☎内線 2161)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
DV 電話相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く)9時～16時	(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く)9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211)
若者就職活動個別相談	☎ 8/7 9/4 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)

給水管修理当番業者 (8月1日～9月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合☎385-4401】

8 月		16日 14・12・8		9 月	
1日	21・22・19	17日	15・22・5	1日	13・12・4
2日	24・26・23	18日	11・26・18	2日	16・22・7
3日	10・25・6	19日	21・25・19	3日	14・26・8
4日	17・20・3	20日	24・20・23	4日	15・25・5
5日	13・2・4	21日	10・2・6	5日	11・20・18
6日	16・9・7	22日	17・9・3	6日	21・2・19
7日	14・1・8	23日	13・1・4	7日	24・9・23
8日	15・12・5	24日	16・12・7	8日	10・1・6
9日	11・22・18	25日	14・22・8	9日	17・12・3
10日	21・26・19	26日	15・26・5	10日	13・22・4
11日	24・25・23	27日	11・25・18	11日	16・26・7
12日	10・20・6	28日	21・20・19	12日	14・25・8
13日	17・2・3	29日	24・2・23	13日	15・20・5
14日	13・9・4	30日	10・9・6	14日	11・2・18
15日	16・1・7	31日	17・1・3	15日	21・9・19

	業者名	TEL		業者名	TEL
1	(株)群馬水工	382-9433	14	(有)田中工作所	385-4126
2	(有)入沢電気商会	382-1609	15	(株)半田組	385-8374
3	(有)内堀設備工事	393-0157	16	(有)福美商事	381-0293
4	(有)金子屋商店	393-0332	17	(有)松本住設	385-6278
5	(有)黒須設備工業	381-1148	18	(株)茂木設備	381-6616
6	群栄工業(株)	393-1012	19	(有)山田タイル工業	381-0075
7	児玉工業(有)	393-3118	20	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
8	(有)佐藤商店	395-2323	21	(株)ユタカ	385-7647
9	佐藤燃料(株)	381-1111	22	オオカワラ住器	382-1987
10	(有)渋谷設備	381-1262	23	(株)反町備工	384-2058
11	(有)ジーワイ燃設	382-2891	24	第一設備工業(有)	385-8769
12	(有)須藤工業	388-1178	25	(株)フェニックス	382-5262
13	(有)武美工業	382-5061	26	(株)白坂工業	382-4710

安中市文化センター 自主文化事業 ファミリーコンサート オーケストラで聴くジブリ音楽

安中市文化センターでは、
「ファミリーコンサート オーケストラで聴くジブリ音楽」
を開催します。

多くの人に親しまれているジブリ映画の音楽を木村弓、井上あずみ、本名陽子が歌い、16人編成のN響団友オーケストラが演奏します。

子どもから大人まで楽しめるコンサートです。ぜひ、お越しください。

チケット▶(全席指定)大人 2,000円 高校生以下 1,500円

公演日時▶9月15日(土) 午後3時開演

会場▶安中市文化センター ホール

主催▶安中市教育委員会

※安中市文化センター窓口にてチケット好評販売中。

※電話受付も行っております。

問合せ▶安中市文化センター (☎381-0586)



本名陽子

「カントリー・ロード」



井上あずみ

「となりのトトロ」



木村弓

「いつも何度でも」

広報をはじめとした市の情報は、パソコンやスマートフォンの安中公式ページからご覧いただけます。

時間や場所を調べず情報を取得することができるこれらの媒体をぜひご利用ください。また、ウェブサイトやインスタグラムを利用した情報発信も同時に行っていますので、ご覧ください。

https://www.instagram.com/annaka_city/ https://twitter.com/Annaka_City

○月○日(○)

開場▶午後 時 分
開演▶午後 時
場所▶安中市松井田文化会館 大ホール
前売り▶全席指定 一般
当日券▶全席指定 一般
チケット▶月日()午前 時から松井田文化会館窓口で販売開始
※電話でのお申し込みは 月日()午後 時から
※チケットのお求めは 入 校 まで(発売初日のみ)
※未就学児の入場はできません。

問合せ▶

うすい街道寄席
三遊亭小遊三・柳家三三

テレビお笑い界の人は涙田家三遊亭小遊三さん若手實力派の「柳家三三」さんが松井田文化会館にやってきました。二人の強さを堪能できる「うすい街道寄席」を開催いたします。

柳家三三

広告A **広告B**

発行 安中市役所 〒379-0192 安中市安中一丁目23-11 ☎382-1111
編集 総務部秘書課 印刷 株式会社ヒューマンサポート

広報あんなかに広告を掲載しませんか

市では広報あんなかに掲載する有料広告を募集します。広報あんなかは、市内全世帯に配布され、月に約24,000部発行されています。

企業や事業所の皆さん、PRやイメージアップにご活用ください。

募集概要は以下のとおりです。

詳細は市ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.annaka.lg.jp/>

掲載場所▶裏表紙(左図の場所)

掲載サイズ▶縦47ミリ×横88ミリ(カラー)

掲載料▶1枠月額 10,800円(消費税含む)

問合せ▶困秘書課広報広聴係 ☎382-1111 (内線:1014)

皆さんの声をお待ちしております

市役所困、各地区的公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投函できるポストを配置しております。皆さんが日ごろ感じていることやご意見をぜひお聞かせください。



人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計 58,451人 世帯数 24,585 (平成30年6月末日現在)
	男	女	男	女	
安中地域	22,058	22,626	174	240	
松井田地域	6,485	6,787	35	46	
合計	28,543	29,413	209	286	